

岩手県告示第377号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年7月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション等		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社N・フィールド	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番4号アクア堂島東館	訪問看護ステーション デューン滝沢	滝沢市葉の木沢山506番地28 葉の木沢山事務所	令和6年6月1日